

■ あなたのお店のPRをお手伝い ■

広告はお店の顔であり、お店とお客様とを結ぶ大切なポイントです。電柱広告は一定の場所に取り付けられ、多くの人々に絶えずメッセージを送り続けます。イメージアップはもちろん、お店までの道案内としても機能し、手軽にご利用いただける広告メディアとして多くの方々にご利用いただいている。

社名・商品名などのイメージ・アップに

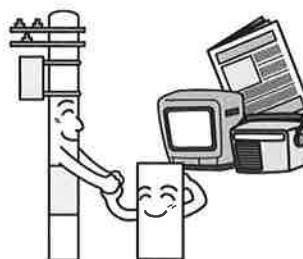
電柱広告は、社名・商品名などを宣伝する場合他の広告ではマネることのできない効果を発揮します。

たとえば、道路に沿った多くの電柱に同一内容の広告を取り付けますと、歩行者だけでなく、仮に時速40キロのスピードで走行する自動車からは1分間に20本ちかい電柱が目にはいります。



広告料金は格安

電柱広告は、もっとも手軽で目につきやすい広告で、しかもその広告料金はテレビ、ラジオ、新聞等の広告とはまるで比較にならない安さです。



お取りきめ

電柱広告をご利用下さる方は、次の各項をお確かめの上お申し込みください。

- 契約の成立** 契約は当社が申込書をお受けして、広告を掲出する電柱及び広告原稿、その他所定の事項が確定した時に成立いたします。
- 広告の掲出と保守管理** 当社は契約成立後、お約束の期間内にお申し込みの広告を製作し、所定の電柱に掲出いたします。当社は上記広告を保持するため必要な保守管理を行い、広告が破損していると認めた時、及び紛失している場合は当社の負担で補修又は再掲出いたします。但し、お客様の故意又は過失による時は実費をいただきます。
- 広告掲出前の契約の破棄** 契約が成立してから広告掲出までの間にお客さまの事情により契約が破棄された時は、それまでに要した実費をいただきます。
- 希望更新料・一部直し料・移転工料** お客様のご希望により広告内容を変更した時、又は掲出柱を変更した時は別途所定の料金をいただきます。
- 各種料金の支払日、支払方法** 広告料金のお支払は、お申し込みの工事が完了した日の月末までに当社又は当社の代理店にお支払いいただきます。但し、電柱に掲出した広告物は当社の所有です。
- 法令、官庁などの指示による場合の改廃** 法令、官庁の指示、四国電力の要請など止むをえぬ場合は契約期間中でも、広告の改廃及び掲出柱の変更を行うことがあります。これに要する費用は当社負担といたします。但し上記の場合当社は損害賠償の責任は負いません。
- 契約期間** 契約は広告掲出の翌日から1カ年とします。尚、契約期間中にお客様の事情により契約が破棄された時は、広告料をお返し致しません。
- 契約更新** 契約期間を過ぎても解約のお申し入れのないときは契約は継続されたものとして広告料金を申し受けます。
- 契約の解除** 当社又はお客様が上記各項に違反した時は相当の期間を定めて催告し、その期間内に義務を果さない時はいつでも契約を解除することができます。

お申し込みは

株式会社 アクセル徳島

〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地

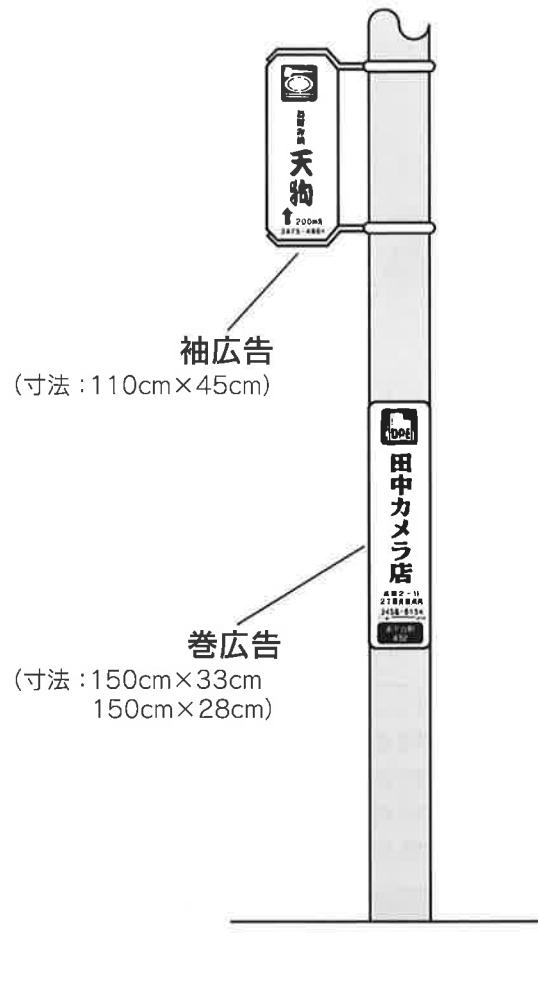
TEL(088)655-0183

FAX(088)655-0184

電柱広告のご案内



○電柱広告の種類



■ 手続き、かんたん ■

電柱広告は、デザインや掲出場所のプラン作成はもちろん、屋外広告としての法的手続きをまで、当社が責任をもって対応いたしますので、お申し込みの手続きは他の屋外広告物と比べとても簡単です。

デザイン例



街のコミュニケーション・ツール

ORIGINAL DESIGN

当社ではスタンダードなデザインだけでなく、お客様だけのオリジナルデザインも制作致します。

お気軽にご相談ください。
専任の営業マンがご相談に伺います。

■ あなたの店への道案内 ■

電柱広告は、お客さまをあなたの店へご案内する有効な広告です。
開店や店舗の改装等の場合、お店周辺の電柱に広告しますと効果は早く、お店の顔がグーンとひろがります。

